

## リース物件の引揚げと清算義務(一)

泉 田 栄 一

## 一 問題の所在

わが国のリースは、アメリカのリースに倣い、昭和三八年設立の日本リースと三九年設立のオリエント・リースによって始められた。その後多数のリース会社（以下<sup>1)</sup>と<sup>1)</sup>言う）が設立されたが、後続の会社は、上記二社の契約書に倣うか、修正したものであるからファイナンス・リース契約書は、大別すると「日本リース方式」、「オリエント・リース方式」および「折衷方式」に分けられる。<sup>1)</sup>昭和六三年には総合リース会社が使用することを前提としたファイナンス・リース標準契約書——各会社の約款を拘束するものではない——が作成されているが、標準契約書<sup>2)</sup>

においても本稿で問題とするユーザー（以下Uと言う）が債務不履行を起こした場合の処理方法については、リース契約に対する各会社の解釈が異なったため、統一化されることなく以下に述べる三方式が併記されたままである。

「オリエント・リース方式」ないしA方式は、Uに債務不履行があった場合に、リース契約を解除しないでリース料の残存部分を一括請求し、かつ物件の返還請求もできるという方式であり、「日本リース方式」ないしB方式は、リース契約を解除し、物件の返還を受けるとともに、約定（規定）損害金を請求する方式であり、折衷方式ないしC方式は、「オリエント・リース方式」ないしA方式と同じように初めは期限の利益を失わせリース料の残額を請求するが、Uがこれを支払わない場合には、契約を解除する方式である。これらは、それぞれ異なる商品であり、「オリエント・リース方式」は、ファイナンス・リースを金融と考える立場に立ち、「日本リース方式」は賃貸借的構成を採る立場であると一般的には言われているが、<sup>(3)</sup> Lの実務では異別の営業をしているとの意識が全く持たれていない。<sup>(4)</sup>

上記諸契約書から以下のような問題が生じる。

第一に、「オリエント・リース方式」ないしA方式に固有の問題として、契約を解除しないにおいて、リース料の全額請求と同時にリース物件の引き揚げを請求することが法理論としてできるのか。できるとしたならばそれはいかなる理由に基づくのか。リース期間中のリース物件の引き揚げは特約によることを要するかという問題である。

第二に、第一の問題が解決したとしても、この方式は、残リース料全額の支払請求と物件の返還請求を併用する点で問題であり、全額が支払われた場合には、物件の返還請求は不当で、その必要もないのではないか、<sup>(5)</sup>あるいは「経済的にはいわば二重取り」<sup>(6)</sup>になるのではないかという問題である。契約解除方式においても残リース料全額を

損害賠償金としつつリース物件の引き揚げを認めれば利益状態は同一となる。この点に対する法学的アプローチとしてはこのような約款規定を無効とする方法と、有効としつつしに清算義務を課す方法とが考えられるが、ドイツは前者の方法を採用し、日本の通説・判例は後者の方法を採用している。従って比較法的な問題を提供するが、本稿では、日本の通説・判例の考え方を前提としつつ、①清算義務の有無、②清算義務の根拠、③清算義務を特約で排除することの可否、④清算の方式と清算方式の特約の効力及び⑤清算とリース物件の返還の同時履行の関係の存否を検討することにする。

ちなみに、初期の実務においては、清算の必要はないと考えられていたが、清算に関する規定がなかったリース契約の事例で、後述する様に、最高裁は昭和五七年一〇月一九日判決で清算義務ありと判示し、これを受けて前述した昭和六三年のファイナンス・リース標準契約書二条四項は評価清算方式と処分清算方式の選択をしに委ねる規定を設けるに至った。従って上記諸問題は実務上殆ど決着済みと考えられないでもないが、必ずしも全ての問題がクリアな訳ではない。特にこれらの問題はリースの本質論にも絡む問題を含んでいるのみならず、上記判例を契機に様々な見解が唱えられている。そこで、二で関連判例と判例批評を分析し、三で学説に検討を加え、上記諸問題に対する私見を披瀝し、批判を仰ぐとするものである。

(1) 各会社の契約書の内容比較については差し当たり巻之内茂「リース契約書の二方式の比較とその他の方式」『リース取引法』(昭六〇、商事法務研究会) 八三頁以下参照。

(2) リース事業協会法務委員会「ファイナンス・リース取引に関する標準約款の解説」NBL四〇七号二〇頁(昭六三)、

中野芳彦「リースは、どのような契約類型として捉えるべきか」『講座現代契約と現代債権の展望 六新種および特殊の契約』一―二頁以下〔平三、日本評論社〕など参照。

- (3) 江頭憲次郎『商取引法〔第二版〕』〔平八、弘文堂〕一六五頁注一・二。
- (4) 日野発言『リース取引法講座下巻』〔昭六一、金融財政事情研究会〕三七五頁参照。
- (5) 幾代通「リース取引をめぐる解釈問題」『私法』三八号二五頁〔昭五一〕参照。
- (6) 東京地判昭和五七年四月二七日下民集三三卷一―四号三六九頁。
- (7) ドイツでは、Uがドイツ民法五五四条に従い支払遅滞をするときには、Lは、解約の代わりに、リース物件を保全のために自己に引揚げることとを一般取引約款で規定することができるが、このときには、支払遅滞が治癒され次第、Lは再びリース物件に対する利用可能性をUに与える義務を負うとされている (BGH, BB 1978, S. 523, 524, Graf von Westphalen, Der Leasingvertrag, 4. Aufl., S. 397)。他方、期限なき解約の代わりにLが物件を支払請求権の担保のために要求すると同時に全ての、まだこないリース料に期限が到来するという権利を定める約款条項は、不相当にUを不利にするから、約款規制法九条により無効であるとされ、Lが、すぐにすべての将来のリース料を請求することなく、リース物件のみを引揚げることにより条項の一部のみを利用したとしても条項の無効性にとって重要ではないから、Lは、リース契約を解除する前にはリース物件を保全する資格はないとされている (OLG Dusseldorf, BB 1988, S. 863, Westphalen, a.O., S. 398)。さらに、BGHは、Lがリース物件を保全した後、Uが再びリース物件を手にするためには、全未払いリース料と将来初めて期限が到来する全リース料を支払わなければならないという条項も無効であると判示している (BGH, 28. 10. 1981, WM 1982 S. 863, Westphalen, a.O., S. 398, 反対 OLG Frankfurt, BB 1983, S. 1371)。
- (8) 「座談会…リース取引実務の現状と法的再検討」〔岡部発言〕金法九七七号三六頁〔昭五六〕など。

## 二 判例の分析

(一) Uの債務不履行と残リース請求および物件返還請求に直接関連する判例は六件存在している。「二」名古屋地判昭和五四年六月二七日(別冊NBL一〇一九頁)、「二」名古屋高判昭和五五年七月一七日(判時九九〇号二〇一頁)、「三」東京高判昭和五六年八月二六日(判時一〇一六号六七頁)、「四」東京地判昭和五七年一月二八日(判時一〇五〇号九六頁)、「五」最判昭和五七年一〇月一九日(民集三六卷一〇号二二三頁)、「六」高知地判昭和五八年九月五日(判タ五二三号二二六頁)である。そのうち「一」・「二」および「五」は、同一事件に対する、それぞれ第一審、控訴審、上告審の判決である。これらと「四」はオリエント・リース方式に関する判例であり、「三」と「六」は日本リース方式に関する判例である。

(二) 判例「四」の事案および判旨は以下の通りである。

### (事 案)

Uは、契約に違反して、前払リース料を支払わないばかりか、リース物件(遊技機)を無断で第三者に譲渡した。そこでLは、契約を解除することなく、物件を引き揚げ、リース料全額から物件を引き揚げたことによる利得分(引揚時の交換価値)を控除した金一六三万八〇〇〇円と約定利率による遅延損害金を請求した。ちなみに本件では契約書にはリース物件の清算に関する規定は定められていなかった。

## (判 旨) 請求認容

「ファイナンス・リース契約においては、契約時（納品時）にリース料債権の全額が発生しており、ただ割賦支払の方法により期限の利益が与えられているに過ぎないのであり、賃貸借における賃料のように使用収益の期間に依りて対価が支払われるわけではないと解される。……本件契約はファイナンス・リース契約であると認められるので、Lとしては、……Uからリース料全額の回収をする権利を有するものであり、……Uがリース期間満了前にリース物件が引揚げられた場合でもリース料全額の支払義務を負うものである（原告（リース会社）が契約を解除しないで（本件において解除の主張はない。）リース物件の引揚げ（回収）ができるか見解の分かれているところであるが、引揚げをした場合でもリース残額の支払義務には影響を与えないものであり、あとは、引揚げがリース会社の権利保全方法として相当であったかという問題と、契約終了に伴う清算の問題を残すことになるものと考える。）」

本件は、Lが物件の引き揚げ時の交換価値を予め清算して請求している点に特色がある。

本件評釈として、交換価値の清算はLのサービスの措置であり、Uの方で利得を積極的に立証しない限り、Lの方から清算すべきでないとの見解が唱えられている。<sup>(1)</sup>

(三) 判例「二」二および「五」の事案およびこれに対する一審、控訴審および最高裁の判旨は以下の通りである。

## (事 案)

Uは、昭和四八年一月から五一年四月分までのリース料を支払ったが、五一年四月に解約を申し入れ、かつ、リース物件（電算式事務処理機械）の保管義務を負わない旨を通知し、五月分以降のリース料は支払わなかった。

そこでLは、滞納リース料分の支払いを催告し、七日以内に支払いのないときは、残リース料全額を即時に請求する旨を通告したが、Uはこれに応じなかった。そのため、Lは、翌年年一月にリース物件をUから引き揚げ、残リース料と約定利率による遅延利息を請求した。

### 判例二二（判旨） 請求認容

「本件物件につき保管義務を尽さない旨の通知は本件リース契約に違背するものといわなければならず、かつ被告自ら本件物件の使用収益権を放棄したことは明らかであるから、原告による本件物件の引揚げも妥当な措置というべきであり、……原告が右引揚げののちその販売元である訴外会社に本件物件を買取らせた事実があるにしても、……リース料全額の即時弁済を請求することが、違法不当な行為であると認定するに足る証拠のない本件においては、原告の右請求をもって権利の濫用ということはできず、更に本件物件の引揚げによって、被告のリース料支払義務が消滅し、清算されたとの被告の主張も採用できない。」

### 判例二二（判旨） 一部控訴棄却

「Lは、……リース期間全部に対するリース料の受領を許容される半面で、……本件物件を控訴人方から引揚げたことよって、この時点からこれを自由に処分しうる立場に立ったわけである。しかるに、本件リース契約が滞りなく満了したとしても、Lは、リース料の全額と、リース期間終了時点でも物件の返還を受けるにすぎない。してみれば、本件物件を引揚げた時点から、リース期間が満了すべきものと約定されていた時点までの期間における物件の利用価値は、Lにおいて謂れなく利得したものとわざるをえず、その価値はこれをUに払戻すべきものとしなければ、当事者間の衡平を失することは明らかである。……本件契約書の二三条三項にはUの物件返還義務が

履行不能になったときしに支払われるべき損失金額が規定されており、……これらの条項によれば、右の規定損失金額とは、要するに、その時点での本件物件の価額として契約当事者間で合意された金額であるといえることができる。……そうすると、右のごとく逐年漸減して行く各規定損失金額の差は、それぞれの年度の期間内における本件物件の利用価値を示すものにほかならない。」

この判例は実務に波紋を引き起こした。本件判例評釈の<sup>(2)</sup>大部分は、判例が清算義務を肯定した点には賛成するが、①しが物件の早期引揚げによって利用価値を利得したと考えている点と②規定損失金の差額が利用価値を示すという点には反対した。その理由は、①については、しは物件の利用を目的としないから、利用価値を取得するという構成はリース契約の無理解に基づく誤謬であり、②については、規定損失金は、物件が消滅した場合の清算金を定めたものに過ぎず、利用価値を標準としたものではないことおよび利用価値は時の経過につれて下落するはずなのに規定損失金の差額は逆に高額となり矛盾することである。

#### 判例「五」(判旨) 一部破棄差戻

「いわゆるファイナンス・リース契約においては、リース業者は、リース期間の途中で利用者からリース物件の返還を受けた場合には、その原因が利用者の債務不履行にあるときであっても、特段の事情のない限り、右返還によって取得した利益を利用者に返戻し又はリース料債権の支払いに充当するなどしてこれを清算する必要があると解するのが相当である。ただし、右リース契約においては、リース業者は、利用者の債務不履行を原因としてリース物件の返還を受けたときでも、リース期間全部についてのリース料債権を失うものではないから、右リース料債権の支払を受けるほかに、リース物件の途中返還による利益をも取得しうるものとすることは、リース契約が約定



どおりの期間存続して満了した場合と比較して過大な利益を取得しうることになり、公平の原則に照らして妥当ではないからである。……右の場合に清算の対象となるのは、リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額と解するのが相当であつて、返還時からリース期間の満了時までの利用価値と解すべきではなく、したがつて、清算金額を具体的に算定するにあつては、返還時とリース期間の満了時におけるリース物件の交換価値を確定することが必要であ(る)。」

本判決は、①清算義務の特約がないときにも、Lは利得するから、清算の必要があること、②利得は、物件の利用価値ではなく、リース物件が返還時において有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額であること、③清算義務の根拠は公平の原則であること、④清算義務の発生時期は、物件の返還を受けた時点であること、および⑤清算方式は評価清算方式であることを明らかにした点で実務的にも極めて重要な意義を有する。それだけに判例批評が多くなされている。<sup>(3)</sup>

(四) 判例二三の事案と判旨は以下の通りである。

(事案)

Lは、Yの保証の下Uとコンピューターのリース契約を締結した。Uは一一ヶ月分のリース料を支払ったのみで支払を停止したので、Lは契約の解除の意思表示するとともに、約定損害金(残リース全額)の支払を請求した。その後U・Yからそれぞれ一六万五〇〇〇円の弁済がなされたので、これを約定損害金元本に充当し、残額七二六万円と遅延損害金の支払を求める訴を提起した。Yは一番で専ら保証の事実を争ったが認められなかったので、元

来リース料にはリース期間全部の金利が含まれているから、中途解約の場合には未経過利息金を控除すべきであり、また、リース物件の残額価値相当額は、Uに返還するか請求金額より控除すべきである、との新たな抗弁を提出して控訴し、Lは、リース物件の残額価値相当額を控除する必要がないが、引き揚げた物件を四〇万円で売却したので、請求額から減額した六八六万円と遅延損害金の支払を求めた。

(判 旨) 控訴棄却

①「約定損害金としてリース料総額より既払リース料を控除した額を即時に支払う旨の約定は、民法四二〇条所定の損害賠償の予定であるから、その額を増減できない」。そして本件は、金融手段としてのリース(ファイナンス・リース)であるから、「契約が中途において解除され、リース会社が利用者に対しリース料残額相当額を損害金として一括請求する場合には、右残額中より未経過利息相当額を控除すべきことが好ましいところではあるが、本件契約におけるリース料算出の基礎となった金利の率、未払残期間等を考慮し、さらに……特段の事情の認められない本件においては、未経過利息相当額を控除することなくリース料残額相当額を損害金として支払う旨の合意をもって、ただちに公序良俗に反して無効であるとすることはできない。」、また、②「リース契約が期間の中途において解除されリース会社がリース物件の返還を受けた場合には、リース会社は、右物件につき期間終了までの残存利用価値を利得したものであるべきであり、当事者間の衡平の原則に照らして右価値相当額はこれを利用者に返還すべきものと解すべきである(る)、……しかし、本件全証拠を検討しても当時における右残存利用価値は明らかではない。尤も、……Lは、……本件コンピュータを代金四〇万円で売却処分した事実が認められるから、少なくとも右金額の限度においてLの損害が回復されたものというべきである。」

本件は、残存利用価値を不明としながらも、物件の処分価額を控除している点を捉え有効としている点に特色がある。本件判例評釈では、残存リース料全額を損害賠償の予定とする約定の不合理性が指摘されている。<sup>(4)</sup>

(五) 判例「六」の事案と判旨は次の通りである。

(事 案)

L・Uは、Uが契約に違反した場合、解除することができ、「リース借主及び連帯保証人は直ちに物件をリース貸主の指定する場所に返還するとともに、リース貸主の請求する損害賠償金を支払わなければならない。但し損害賠償額は残存リース期間の合計リース料額を限度とする」という条項をもった蒸気式木材乾燥機等一式のリース契約を締結した。Uは、昭和四四年七月から五六年八月分までのリース料の支払をしたが、九月分以降の支払いをしないので、Lは、五七年五月延滞リース料の支払を催告した後契約を解除し、未払リース料と昭和五七年六月分以降の残存リース料相当額の損害賠償金及び弁護士費用の支払を求めた。

(判 旨)

「Lにおいて貸付物件から引上げることにより、特別の利得を生じている場合などはLは残存リース料合計額から右のような利得を控除、清算した(清算の時期、方法の点は措き)額をもつて損害賠償額として請求すべきものと考えられる(最判昭和五七年一〇月一九日言渡、参照)けれども、それは右条項をもつてそのような巾をもつた損害賠償額の予定を定めたものと理解すれば足りる。……Lが本件リースをUから引上げたことなどによつてLが生じた特別の利得は、たとえそれが公平の見地から選択上、不当な利得と目されるものであるとしても、やはり、

一般原則に依つて、Uらの主張立証責任に属するものと考えざるを得ないところ、本訴においては、右清算されるべき利得につきUらからは何らの主張もないので、L主張の残存リース料をもつて本件リース契約の解除に伴う賠償額と認めるほかない。」

本件は、本件のような巾のある条項も損害賠償額の予定として有効であることおよび特別利得の存在はUの主張立証責任であることを明らかにしている点に特色がある。

本件については、このような特約は、清算義務を免除するものとして、果たして有効と言えるかという問題と、Uからの清算の要求は抗弁であり、Lからの清算金額の主張は再抗弁ではないかという問題がある(6)とコメントされている。

(1) 野口恵三『判例に学ぶリース取引』(昭六〇、商事法務研究会)二二五頁以下。

(2) 堀内仁・手研三二二号四五頁(昭五六)及び本城武雄・加藤智泰・名城法学三二巻三・四号一一八頁(昭五七)を除き、

本件判例批評者(庄政志・金商六二六号四九頁(昭五六)、吉川栄一・ジュリ七八号一〇三頁(昭五八)、吉原省三・金法九六三三三頁(昭五六)、野口恵三・NBL三三二号四四頁(昭五六)(同『判例に学ぶリース取引』一一四頁所収)、

岡部眞純『判例からみたリース取引』金法九七七号七頁(昭五六)は、すべて本文のような評価をする。本城・加藤評釈は、②の批判を行うものの、本判決が利用価値を控除する方式を打ち出した点は評価し、堀内評釈は判旨を妥当と評価している。

(3) 本件判例批評として太田豊・法曹三五巻九号一〇三頁(昭五八)、同・NBL二七二号二二頁(昭五八)(別冊NBL一

一号一頁〔昭五八〕所収、庄政志・金商六六六号五一頁〔昭五八〕、同・昭和五七年重要判例解説七三頁〔昭五八〕、道垣内弘人・法協一〇一卷五号七七六頁〔昭五九〕、篠田省二・金法一〇二九号一六頁〔昭五八〕、庄菊博・判評二九二号三九頁〔昭五八〕、加藤雅信・判タ五〇七号九八頁〔昭五八〕、神崎克郎・商法（総則・商行為）判例百選（第三版）一一八頁〔平六〕、池田真朗・法七二八卷四号五一頁〔昭五九〕、橋本恭宏・明治大学短期大学紀要三七号一八一頁〔昭六〇〕がある。そのほか岡部真純「リース取引におけるリース物件の引揚げと残リース料の請求」金法一〇二二号六頁〔昭五七〕、志水義文「リース期間内のリース物件の返還とリース業者の清算義務」判タ五〇六号五〇頁〔昭五八〕も本件に関係する論文である。

- (4) 松田安正・判評二七八号一五頁〔昭五七〕、谷啓輔・判タ四七二号九五頁〔昭五七〕。
- (5) 太田・判批・法曹三五卷九号一二三頁注二二参照。
- (6) 紹介コメント・判タ五二三号二二六頁〔昭五九〕。

### 三 検 討

#### (一) 契約の解除を伴わない物件の引揚げ

契約を解除しないで残リース料請求と物件引き揚げを同時に行うことができるか否かの問題につき、判例〔四〕は、

引揚げの特約があつたか否か不明であるが、学説に争いがあることを指摘しつつ、結果的にはこれを肯定している。判例「二」は、そのような特約があり且つUが物件の使用収益権を放棄したケースであるが、Lの物件引き揚げは妥当な措置であるとしている。上述のような事情があつたため、その判例批評においても、物件を引き揚げること自体は不当ではないとされている。事実上合意解除があつたと解されるケースであるから、いずれの説に立とうが異論はない。問題はそうでない場合である。

この点に関しては学説は分かれる。否定説中第一説は「リースの本質はあくまでリース期間中のリース料の支払と物件の使用であるから、リース契約の存続を主張して、リース料の全額即時支払（一種の期限の利益の喪失）を求める以上、これと併わせて物件の返還を求めることは妥当性を欠くと思われる。」<sup>(1)</sup>とする。この見解の系譜に従う論者は、リース契約の用益的性格から、同時にリース物件の引き揚げもできる旨の特約があつてもこれを肯定することは容易でないと主張する。<sup>(2)</sup>第二説は、Lが残リース料を支払ったときは、Lは直ちにリース物件をUに使用させる消極的義務をおっているから、契約を解除しないで物件の現状回復を肯定するのは無理であるとする。<sup>(3)</sup>否定説に立つと、物件の引き揚げは契約の解除がなされたと擬制されることになる。<sup>(4)</sup>他方、肯定説の中には、リース物件を引き揚げても、契約が解除されていないので、Uが残リースを支払った場合には、Lは直ちにUに物件を使用させなければならないので、回収物件を処分できないから、清算義務の余地はないという見解も存在している。<sup>(5)</sup>肯定説では、残リースの請求と同時の物件の引き揚げの可能な根拠について見解が分かれている。第一説は、リースの金融的性質を強調し、リース物件は、リース料債権の担保的機能を果たすものであるから、その返還を求めこれを換価し、換価代金をもってリース料債権の弁済に充当できることは、ちょうど債務の弁済と譲渡担保物件の換価

のための引渡を併せ請求しうる取扱いと同様であるので、「一般的に」許容されるとする。<sup>(6)</sup>第二説は、リース料にかかわる問題とリース物件にかかわる問題とを峻別すべきことを強調し、リースの金融的性質は前者に関わるが後者に及ばず、Lは物件の所有者であるから物件を引き揚げることができるのは当然のことであり、引き揚げの根拠は、Uの債務不履行の結果、Uによる処分拘束から開放され処分が可能になったことのために、事実上の前提手段として引き揚げるというだけのことであり、特約の有無にかかわらず物件を引き揚げることは可能である、とする。<sup>(7)</sup>

以上の考察より、契約の解除を伴わない物件の引き揚げの可否はリース契約の性質論に関わることは明らかであるので、Lが物件を引き揚げた場合の清算の要否については後で改めて検討することにし、以下ではどの説が妥当であるのかリース契約の法的性質論<sup>(8)</sup>の検討と絡ませて検討することにする。

## (二) リース契約の法的性質

(イ) 否定説中第一説は、リース料と物件の使用は対価関係にあるとの考えを前提としている。この考えを裏付けるファイナンス・リース契約の法的性質論は賃貸借の一種あるいは賃貸借を主体とする特殊契約説である。<sup>(9)</sup>（賃貸借説と呼ぶことにする）。確かにリース契約には賃貸借類似の側面がある。しかしリース料は、通常の賃貸借の決め方と異なり、LがSに支払った物件購入代金等の割賦返済としての方式で計算されており、物件使用収益の対価とは考えられていない。<sup>(10)</sup>その上ファイナンス・リース契約には、①Uの途中解約禁止条項（民六一八条参照）、②U

の保守修繕義務条項(民六〇六条参照)、③Lの瑕疵担保責任排除条項(民五五九条・五七〇条参照)、④危険負担  
 転換条項(民五三六条・六一一条参照)があるほか(但し①ないし④は賃貸借の場合も特約により認められるので、  
 リース契約の法的性質の決定の際の決定的な根拠とはなり得ない)、⑤本稿で問題としているUの債務不履行又は  
 信用不安状態の出現の際の残りリース支払請求及び物件返還請求条項も定められ、基本的な点で通常の賃貸借とは大  
 きく異なっている。このようなファイナンス・リース契約の特殊性は、上述した、物件の購入資金の貸付の代わり  
 に物件を購入して貸すという形態をとるということに由来し、リース物件の換価処分代金をもっては、到底リース  
 料の支払に代替することが期待できない実状も考慮した結果である。<sup>(11)</sup> そうだとすれば、リース契約をあえて賃貸借  
 の特殊な形態と云う必要はないのであって、金融の側面を軽視して賃貸借のみを強調することは誤りである。賃貸  
 借説に立つと①前述のように契約を解除しないで物件を引き揚げることはできないという結論になるほか、②中途  
 解約の場合、未使用期間のリース料に相当する部分を請求する法的根拠は何かという別な問題も生じ、その説明に  
 苦慮することになる。

(ロ) 従ってリース契約は賃貸借と実質金融の両側面を有すると考えるが、このことは、(一)で述べた肯定説を支持  
 すべきことに導くか問題となる。

その際検討しなければならない事項は、①リース契約を担保的に構成することの可否と、②リース契約は、双方  
 未履行の双務契約として破産法五九条又は会社更正法一〇三条の適用があるのか否かという問題である。これらの  
 問題は、それぞれ別個な問題であって、①の問題につき肯定説に立ったからとして、論理必然的に②の問題につき  
 否定説になる訳ではないが、両者は密接な関連を有するからである。①②の問題の組み合わせにより、現在のところ



ろ、破産の場合例外が生じる見解もないが、大きく次の三つの見解が唱えられている。A説は、①につき肯定説を採用しつつ、②については否定説をとる見解であり、B説は、①②共に肯定説を採用する見解である。C説は、①につき否定説を採用しつつ、②については肯定説をとる説である。C説は上述した賃貸借説<sup>(13)</sup>であるが、この見解を採り得ないことは上述したので、検討から除くことにする。

(a) A説は、判例及び近時の多数説<sup>(14)</sup>が採用する立場である。この見解は、ファイナンス・リースの主要な機能は金融的機能にあることからすれば、リース物件の担保的機能は、必ずしも副次的なものということはできないとし、Lはリース物件をUに引き渡せば履行は完了し、未履行債務はないから、仮登記担保、譲渡担保及び所有権留保売買と同じく、Lの有する権利は、別除権(破九二条)又は更正担保権(会更一二三条)として取り扱われるとする説である。

この説によれば、①Uが破産した場合には(なお破一七条参照)、Lはリース物件に別除権を有するから、破産手続によらないで(破九五条)破産管財人から返還を受け、これを処分することによって残存リース料等の優先的満足を受けるが、不足額については破産債権として破産手続により配当を受けることになる(破九六条)。また破産管財人は、営業の一次的継続等のため(一九二条一項参照)、当該リース物件を必要と判断するときは、受け戻しをする(破一九七条一四号)ことができる。②Uに会社更正手続が開始された場合には、Lはリース物件の価額の限度で更正担保権を有し、残リース料がその価額を超えるときは、超過額につき更正債権を有する(会更一二四条二項)ので、いづれにせよ更正手続に参加しなければならぬ。更正担保権の額を決定する基準となるリース物件の価額の算定は、ゴーイング・コンサー・バリューである(会更一二四条の二・一七七条二項)。更正担保権の

弁済期限は担保権の耐用期間を超えることはできず(会更二二三条)、更正計画面で、担保権を存続させることが定められないと、従前の担保権は消滅する(会更二四一条)<sup>(16)</sup>。

上述の結論を導き出すための理論構成として学説では以下のような見解が唱えられている。

第一説は、リース物件の多くは汎用性のないものであって、Lがその返還を受けても実質的には無価値であり、また、リース期間満了時には、物件は利用尽くされて残存価値がないことなどを理由に、Lにリース物件の所有権があるというのは単なる形式にすぎないとし、<sup>(17)</sup> 実質的にはS・U間に売買契約があるとした上で、L・U間の契約は、UがLに物件を所有権担保に提供することにより右購入代金の融資を受ける金銭消費貸借契約であり、SはUに対する売買契約の履行としてUの指示に基づきLに対して所有権を移転する一方、Lから直接融資金を受け取ると理解する(金銭消費貸借説)<sup>(19)</sup>。

第二説は、Lは、Uの委任に基づきUに代わってSから購入し、これを期間(リース期間)を定めてUに売り渡すと理解する。従ってリース料の実質は売買代金であるが、リース物件には、売買代金担保とUに対する納税上のメリット供与のためのLによる所有名義の保有という二つの目的から譲渡担保権(その性質は担保物権でなくて、契約担保権である)が設定されると解し、Uに債務不履行があった場合には引き揚げ特約によりLに引き揚げられるから、その権利は別除権・更正担保権に準じた取り扱いがなされるとする説である(有期売買契約説)<sup>(20)</sup>。

第三説は、Uは、リース契約により、リース期間中物件を利用する権利(利用権)を取得し、Lはこの利用権の上に担保権(一種の債権質)を取得しすると解する。リース物件の引渡後は特別の事情のない限り、L側に未履行債務はない。リース物件のこのような担保権設定の合意は、リース契約自体の中に含まれており、

對抗要件としての第三債務者への通知ないし第三債務者の承諾は、第三債務者がLであるから当然存在し（民三六四条一項参照）、確定日付がなくても第三者に對抗することができるとともに、Lは、物件の返還を受けて、その有する所有権と抱き合わせて任意に売却することができる、とする（債権質説<sup>(21)</sup>）。

第四説は、リース契約は、SからLが物件の所有名義（債権担保の根拠として）を購入する契約（第一契約）、およびSからUが物件の使用収益権（慣習上の用益権）を購入する契約（第二契約）という二つの契約を基本とし、第二の契約に関して、LがUのために使用収益権の購入資金を立替払いし、Uがその立替金をリース料として割賦返済するという契約（第三契約）という三つの契約が密接不可分に結合した契約であるとする（三面契約説<sup>(22)</sup>）。この説によると、Lは、物件に対し、物件の所有名義とUの使用収益権の上に設定された担保権（質権または譲渡担保）を有し、リース期間中の物件の引き揚げは、所有権に基づくものではなくて、使用収益権の上に設定された担保権の実行によるものである。

三面契約説に立った場合、Lにリース物件の引き渡し後も履行債務が残っているか否かについて必ずしも明確ではないが、立替払で履行が完了すると考え、A説に分類しておく<sup>(23)</sup>。

第五説は、所有権を権能の束と解し、Lは、Sとの売買契約で手に入れた物権の所有権の中から物権的使用権をUに売り渡す一方、Lはその売買代金をリース料としてUから分割弁済を受ける契約と解する（物権的使用権売買説<sup>(24)</sup>）。この説によれば、Lの権利は、物権的使用権をUに売却しているから、動産売買の先取特権に準じて別除権あるいは更正担保権として処遇されることになる。

第六説は、リース契約は利用権（使用収益権）のUへの期間付の譲渡（「使用権の売切り」）+Lによるその使用

権上の担保の設定であり、担保権は必ずしも質権と解する必然性はなく、むしろ慣習法上認められた利用権上の非典型担保権であるとする。債務不履行の場合の物件引揚げ条項は、利用権のLへの帰属(十混同による消滅)に基づくLの権利を定めた条項であり、このような担保設定の意思表示と解することができ、対抗要件は物件に対する明認方法によるとする<sup>(25)</sup>。

(b) これに対しB説によれば、破産管財人又は更正管財人は、契約を解除するか、履行を求めるかの選択権を有し、①解除を選択するとリース物件は返還され(破八七条、会更六二条参照)、リース会社の延滞リース料債権(破一五条、会更一〇二条)と損害賠償請求権(破六〇条、会更一〇四条)は破産債権又は更正債権となるが、②管財人が履行を選択したときには、リース料債権は財団債権(破四七条七号)又は共益債権(会更二〇八条七号)となるので、<sup>(27)</sup>破産手続又は更正手続によらないでその弁済を受けることができる(破四九条、会更二〇九条一項)。Lは管財人に契約の解除か履行かの確答を催告でき、期間内に確答がないときは、①破産の場合には契約が解除されたものとみなされ(破五九条二項)、②会社更正の場合には解除権を放棄したものとみなされることになる(会更一〇三条二項)。

B説にも種々の見解がある。第一説は、リース物件がリース債権に対する担保的機能を有している事実を認め、リース物件の返還はいわば一種の担保権の実行であると解しつつ、<sup>(27)</sup>リース物件に担保権は設定されていないとし、リース料支払とリース物件の使用の間に双務契約性を肯定する説(担保的機能説)<sup>(28)</sup>である。この見解はかつての多数説と言えよう。

第二説は、L・U間の契約は委任(①買主としての売買代金の支払に仮装したLによるUの代金債務の代位弁済、

および②買主Ⅱ所有者としての仮装を利用したⅠによるⅡの所有者事務の代行の委任、そして、これに外観を利用した節税等の目的がプラスされる）であるとし、Ⅰ・Ⅱ間のリース契約の成立を条件としてⅢ・Ⅳ間の売買契約で本来Ⅲが取得すべきであった留保所有権が、Ⅰの代位弁済によりⅠに移転する、と理解する説（委任説<sup>(29)</sup>）である。もっともこの説の場合には、Ⅰはリース期間が満了するまで所有者事務を代行すべきであるから、会社更正の場合には(ロ)の始めて述べた分類がそのまま当てはまるが、Ⅱが破産をした場合には民法六五三条によりファイナンス・リース契約が当然終了する（但し破六五条。なお破四七条六号参照）。

第三説は、Ⅱは、本来、自ら物件を購入し使用すべきであるが、取得資金の欠如と物件保有による税務・会計上の負担の回避のため、売買契約の当事者となり、リース期間中形式的に所有者となる仕事をⅠに請け負わせたのであるから、物件の実質的所有者はⅡであると説（リース契約請負契約説）である。<sup>(30)</sup> この説の場合にもⅠはリース期間中は仕事の請負をしていることにあるから未履行債務があることになる点で第二説と同様であるが、Ⅱの破産の場合民法六五三条を問題とする必要はなく、民法六四二条の適用がある点で第二説とは異なる。

この他、リース契約は、賃貸借類似の側面と所有権留保類似の側面があるので、契約の性質から双務契約として扱うか、更正担保権として扱うかは簡単に決めることができず、破産法五九条又は会社更正法一〇三条の機能的考察から、適用の可否を決定しなければならないとし、以下のような考察からリース契約は未履行の双務契約に当たるとする説（機能的考察説<sup>(31)</sup>）もある。即ち、この説によると、上記諸規定の第一次的意義は、管財人に履行か解除の選択権を与えることにより破産財団又は更正会社に合理的な利益をもたらすことであって、相手方との公平の維持のための管財人による履行選択の場合の相手方の権利の財団債権化・共益債権化の意義は、履行が選択された場

合の第二次的意義にすぎない。そして①双務契約に当たるか否かの基準は、管財人の選択権の観点からは、目的物ほどの程度確定的に債務者に帰属しているかが、また相手方保護の観点からは、相手方に履行すべき実質的義務が残っているかが重要であり、このような一般の基準をリース契約に当てはめると、リース契約では、実質的所有権が買主に帰属している所有権留保と異なり、Lは目的物の使用権限のみをUに与えているに過ぎないから、管財人によって解除されてもやむをえないのであって、適切な事案で解除権が行使されれば財団や更正会社にある程度の利益が生じる一方、②二次的意義の場合には、当該債権者の犠牲において他の一般債権者が共同の利益を得ることが財団債権化の一つの基準であるとし、所有権留保の場合には、目的物の所有権は債務者に帰属しているから、手続開始後の目的物の使用によって会社や会社債権者が利益をえても、留保売主の犠牲の上に成立するものは言えないが、リース契約の場合には、使用権限こそUに帰属しているが、所有権自体はLに残っているので、Lの犠牲の上に成立しているものであり、財団債権化しても他の債権者との公平に反することにはならない、とする。

他方(一)で述べた肯定説中の第二説は、担保的思考に立つことに明白に反対し、リース期間中は処分拘束を受け、物件の使用・収益を受認する消極的義務を負うと解している<sup>(32)</sup>。従って消極的義務も未履行の債務と解するか否かで結論は異なってくると思われる。

以上の考察により多様な見解があることが明になった。どの説を支持すべきは次号で検討することにする。(続)

(1) 池田映岳「リース契約における二方式の再検討」NBL二八五号二頁(昭五八)。

(2) 岡部・金法二〇一一号二頁以下。

- (3) 篠田・金法一〇二九号一六頁。
- (4) 野村豊弘「リース契約の解除」判タ四八四号八頁〔昭五八〕は、契約の文言はともなく、期間の利益喪失条項は実質的には損害賠償額の予定であり、民法四二〇条の関連を無視できないとする。
- (5) 岡部・金法一〇一一号二一頁、庄(政)・金商六二六号五一頁、太田・法曹三五卷九号二二二頁注一五、道垣内・法協一〇一卷五号七九二頁。なお篠田・金法一〇二九号二〇頁参照。
- (6) 松田安正「リース取引」手研三二二号二四頁〔昭八六〕。
- (7) 伊藤進「判例からみたリース料不払いによるリース物件の中途引揚げおよび残リース料請求と清算義務」『リース取引法講座上巻』〔昭六二〕四三三頁以下など。
- (8) リース契約はL・U間の契約に過ぎないのか、それともL・U・S間の一つの契約(神崎克郎「リース契約の位置づけ」金法一一三〇号九一頁以下〔昭六二〕など。これに賛成する見解として福永「ファイナンス・リース契約」竹下||藤田編『裁判実務大系三 会社訴訟・会社更生法』四一九頁〔昭六〇〕、青林書院)がある)又は一つの取引として扱うべき(松田安正「リースの理論と実務」五六頁以下〔昭五九〕、商事法務研究会)など)か争いがある。通説・判例(もつとも判例にはL・S・Uの三者間の契約が一体となって、一つの経済目的が達成される関係にある(大阪高判平成三年五月二九日判タ七七八〇号二〇三頁)としたものがある)は、L・U間の契約と解している。この争いは、UのSに対する瑕疵担保責任の追求の可否の点で相違をもたらすが、本文の問題に関しては相違をもたらさないで、通説を前提として記述を進める。
- (9) 賃貸借説の支持者として植田勝博「ユーザーからみたリース契約の問題点」リースは金融ではなく賃貸借であるとの一試論」『リース取引法講座下巻』二九七頁、「シンポジウム」(北川発言)私法三八号五八頁、来栖三郎「契約法」二九

五頁〔昭四九、有斐閣〕などがある。判例にも、リースという用語の代わりに賃貸借なる用語を使用するものや(東京地判昭和五五年九月二五日下民集三三卷一、四号三〇二頁)、リース契約は賃貸借を主体とする特殊契約である(東京地判昭和五七年七月一六日NBL一一号一八五頁)としたものがある。

- (10) 同旨、神崎克郎「リース」、『現代契約法体系第五卷』(昭五九、有斐閣)二七二頁、竹内守夫・判批・金商八一三三四六頁〔平一〕など。塩崎勤「リース取引と倒産」、『リース取引法講座上巻』二二二頁は対価関係にあると解することもできなくはないとし、岡部・金法一〇一一号二二頁は問題」とに有無を判断すべきとし、吉原省三「リース取引の法律的性格と問題点」金法七五〇頁三三頁〔昭五〇〕は対価関係にあるとする。判例には対価関係を肯定するものや(東京地判昭和五七年三月二四判時一〇五六号二〇八頁、東京地判昭和六一年二月一九日金商七五七号四〇頁、東京地判平成二年五月一六日判時一三六三号九八頁)、リース料と使用収益との対応関係は極めて希薄であるとするもの(東京高判平成二年一月二五日判時一三七〇号一四〇頁)もあるが、対価関係を否定するのが今日の確定した判例である(大阪地判昭和五一年三月二六日判タ三四一号二〇五頁、東京地判昭和五六年二月二二日判時一〇三五七〇頁、判例〔四〕、東京地判昭和五七年九月八日判時一〇七七号八三頁、東京地判昭和六一年八月二九日判時一二二五号七五頁、東京高判昭和六一年一月二〇日三〇日金商七六八号二六頁、東京地判昭和六三年六月二八日判時一三一〇号一四三頁、最判〔小一〕平成五年一月二五日金法一三九五号四九頁、最判〔小二〕平成七年四月一四日判タ八八〇号一四八頁)。

- (11) リース物件を引き揚げた場合は、残リース料の支払条項は民法九〇条に反するとする説(野村・判タ四八四号九頁)があるが、疑問に思う。

- (12) 破産の場合民法六二一条の適用があるか否か見解が分かれている。全部の適用を否定するのが通説(巻之内茂「ユーザーが破産宣告を受けた場合のリース会社の権利行使」、『リース取引法』四七七頁、伊藤眞「ファイナンス・リースと破産・



会社更正(二)判時一〇四七号一七頁、福永・判タ五〇七号一三頁など)であって、リース料はリース物件の使用の対価と考へることができない以上、正当と考へるが、この適用を肯定する説(羽田忠義「破産とリース契約」金判別冊一号一〇七頁・一〇八頁)、前段の適用は肯定するが、後段の適用は否定説(吉原省三「宮脇幸彦」竹下守夫編「破産・和議法の基礎(実用編)」一三二頁)及びUの破産宣告のみでは適用がないが、Uの破産による信頼関係の破壊が認められる場合には、解約ができるとする説(塩崎「リース取引法講座上巻」二二二頁)も存在している。本文は通説に従っている。

(13) 庄政志「リースの実務知識(全訂版)」一八六頁以下〔平五、商事法務研究会〕など。

(14) 最判(小二)平成七年四月一日判タ八八〇号一四八頁。その一番判決である東京地判昭和六三年六月二八日判時一三〇号一四三頁、二審判決である東京高判平成二年一〇月二五日判時一三七〇号一四〇頁も参照のこと。

(15) 藤田耕三「東京地方裁判所における会社更正事件の現状と問題点」民事訴訟雑誌三〇号〔昭五九〕八五頁以下、道垣内弘人「真正リースと担保リース」筑波法政一〇号一五七頁〔昭六三〕、竹下守夫・判批・金判八一三三四二頁〔平二〕、慶田康男・判批・判タ七三三五号三三八頁〔平二〕、佐藤鉄男・判批・判評三七四号四五頁以下〔平二〕、三宅省三・今井建夫「リース契約と倒産手続」佐藤編「現代民事裁判の課題④動産取引」七三二頁以下〔平二〕、新日本法規出版、山内八郎「ファイナンス・リース契約と破産・会社更正」三ヵ月章先生古稀祝賀「民事手続法の革新下巻」〔平三、有斐閣〕三八五頁以下)、山本豊・判批・判タ七七七八号二九頁〔平四〕、松嶋英機「リース料債権と倒産法上の取扱い」ジュリー一〇三六号三五頁〔平五〕、手塚宜夫「リースの実務と法的諸問題」〔平六、学陽書房〕一四四頁以下、同「リース取引とユーズアの倒産」金商七八二号八六頁以下〔昭六三〕、高木新一郎「更正手続開始とリース取引」判タ八六六号一四二頁〔平七〕・中西正・判批・平成七年度重要判例解説二二三頁〔平八〕、田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更正手続」金法一四二二五号一頁〔平七〕、中西正「破産・会社更正手続におけるファイナンス・リース契約の取扱いに関する一試論」米田實先生古稀

記念『現代金融取引法の諸問題』(平八) 三六三頁など。

- (16) リース期間満了によりリース契約が終了した場合にはしはリース物件について取戻権(会更六一一条)を行使できるか否かについてはA説内でも見解が分かれている。肯定説が多数説(東京高判平成二年一〇月二五頁判時一三七〇号一四〇頁。竹下・金判八一三三四七頁、山本・判タ七七八号三〇頁、高木・判タ八六六号一四四頁)であつて、リース物件の所有権はしにあることを根拠とするが、否定説は、肯定説は更正担保権の制度の趣旨に反し、会社更生法六七条一項に反するか(田原・金法一四二五号一四頁)、更正担保権として目的物の価値の全額が支払われる以上返還義務を認める必要はない(松嶋・ジュリ一〇三六号三七頁)ことを根拠とする。

- (17) 福永有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判タ五〇七号九頁(昭五八)、同「ファイナンス・リース契約」竹下 藤田編『裁判実務大系第三巻』四一八頁(昭六〇、青林書院)等参照。

- (18) 本田純一・判評・金商六三八号五六頁、松田「リースの理論と実務」六〇頁。星野教授と広中教授の見解もこれに近い(『私法』三八号五二頁・五九頁)。最高裁(最判昭和五六年四月九日判例時報一〇〇三三〇号八九頁)及び多数の判例はS・U間の売買関係を否定しているが、ファイナンス・リース契約は、L・S間、L・U間、S・U間の三個の別個独立した契約から成立するとしたもの(大阪高判昭和五八・八・一〇判時一一〇〇号七七頁)や、リース契約の締結にいたらない場合の法律関係はS・U間の売買としたもの(東京地判昭和五七年一月二二頁判時一〇七一号八二頁)、LはS・Uの間接的売買を媒介し、リース物件質上SとUとの間の売買によりUに移転したとするもの(大阪地判昭和四九年一〇年八日金商四五五号一七頁)もないではない。

- (19) 片山義弘「ファイナンス・リース契約に関する全裁判例の概要と問題点の整理研究(完)」リース一二巻四号三頁(昭五八)、同「リース取引」『判例信用供与取引法』四九八頁注八(昭五九、経済法令研究会)。

- (20) 山内『民事手続法の革新下巻』三八七頁以下。
- (21) 福永・判タ五〇七号一一頁。同『裁判実務大系第三卷』四一九頁、同「宣告とリース」道下Ⅱ高橋編『裁判実務大系第六卷破産訴訟法』一六一頁以下〔昭六〇〕。同「新種・特殊契約と倒産法」〔昭六三、商事法務研究会〕一頁以下。
- (22) 加賀山茂『リース取引法下巻』二七九頁以下。加賀山発言『私法』四九号五五頁〔昭六二〕以下など。
- (23) 福永「新種・特殊契約と倒産法」一二頁注五参照。
- (24) 大西武士「リース契約は、契約法の中でどう位置づけるべきか」『講座現代契約と現代債権の展望 六新種および特殊の契約』八九頁以下。竹下・金商判八一三号四七頁、吉原発言・金法九七七頁、千葉恵美子「消費者信用取引と割賦販売法五条・六条（二・完）北大法学論集三三卷三号八七八頁〔昭五七〕」はこれに近い。そのほか、リース契約をリース料という特殊な対価の負担のついた永続的利用権を設定する無名契約と考える説〔広中俊雄「リース契約の法的性質」『私法』三八号三九頁がある。なお佐藤・判評三七四頁二〇九頁参照〕や使用権を貸し切る、即ち、借機権を設定する契約とする説〔末延道彦「リース契約の法律論」『リース』一九八三号二二頁以下、吉原・金法七五〇頁二八頁〕なども存在している。
- (25) 山本和彦「ファイナンス・リース契約と会社更正手続」NB L五七四号一一頁〔平七〕。なお同「各種のリース契約」判タ八三〇号二三九頁〔平六〕参照。
- (26) 更正手続開始前の延滞リース料債権は、更正債権となる（庄政志「更正手続とリース取引」金商五五四号七一頁〔昭五三〕）のか、共益債権となる（伊藤眞「ファイナンス・リースと破産・会社更正（三・完）」判時一〇四八号一四頁）のか、それとも会社更正法一〇四条の二の適用があつて申立前は更正債権それ以後は共益債権となる（松田「リース契約の内容とその法律的構成」NB L二二二三号三六頁〔昭四七〕）のかB説の中で見解が分かれている。
- (27) 松田「リース取引」手研三二二号二四頁、柳谷晏秀「リース物件の途中返還と清算をめぐる問題点」判タ五二二号六九

- 頁〔昭五九〕、庄(菊博)・判評二九二号二〇四頁、太田・法曹三五卷九号二一四・一一五頁、吉川・ジュリ七八八号二〇四頁、道垣内・法協一〇一卷五号七九〇頁、七九三頁、飯塚勝「リース物権の中途回収と清算の要否」『民事裁判の課題四 動産取引』七二四頁〔平二〕、新日本法規出版)など。
- (28) 鈴木祿弥「リース取引をめぐる解釈問題」『私法』三八号三三三頁〔昭五一〕、松田「リースの理論と実際」二二二頁以下、同「リース取引と倒産手続」法時五七卷一八号一八頁以下〔昭六〇〕、塩崎「リース取引法講座上巻」二二六頁など。
- (29) 平野裕之「リース物件の帰属と担保化」『リース取引法講座上巻』一八一頁。
- (30) 秦光昭「リース物件の担保取得をめぐる問題点」『リース取引法講座下巻』一五五頁以下。
- (31) 伊藤眞「ファイナンス・リースと破産・会社更正」判時一〇四五号三頁以下・一〇四七号一六頁以下・一〇四八号二二頁以下〔昭五七〕、同「会社更正手続におけるリース料債権の取扱い」金法二二二号六頁以下〔平一〕。
- (32) 伊藤進「リース取引論と判例法」『リース取引法講座上巻』四四頁。